

シリーズ「監査報告書の透明化」(6)・最終回

# 監査基準の改訂により予想される影響

公認会計士 ゆうき ひでひこ 結城 秀彦

本誌前号で概観した公開草案に対する意見募集を経て、企業会計審議会監査部会より2018年7月5日付で「監査基準の改訂について」が公表され、監査報告書へのKAMの記載を主体とした監査基準の改訂が示されている。本シリーズの掉尾として、本号では監査基準の改訂により想定される影響について考えてみたい。

## 1. 予想される影響 — 大枠としての方向性

監査基準改訂の出発点となった2017年6月の金融庁による「監査報告書の透明化について」(<http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170626.html>)には、会計監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにより、以下が誘発・促進されることが示されていた。

- (1) 財務諸表利用者の会計監査や企業の財務諸表に対する理解が深まるとともに、財務諸表利用者と企業との対話が促進される
- (2) 財務諸表利用者や監査役等が、会計監査の品質を評価するための情報となる
- (3) 監査人・経営者・監査役等間のコミュニケーションの更なる充実により、コーポレート・ガバナンスの強化や、会計監査上のリスク認識の共有による適切な監査の実施につながる。

公開草案を見る限り、監査基準の改訂はこの方向性に沿ったものであり、大枠としてはこれらに派生した影響が生ずることが予想される。

## 2. 予想される影響その1 — 監査役等の監査の相当性の評価及び監査人とのコミュニケーションの深化

本誌前号で解説した通り、監査基準の改訂に伴う、監査上の主要な検討事項(本稿において「KAM」という。)の記載は、当面の間、会社法監査報告書には適用されない予定である(第42回企業会計審議会監査部会資料3を参照)。しかしながら、KAMの記載は、財務諸表利用者と企業との対話を促す契機となるものであることを勘案すると、金融商品取引法監査の監査報告書が未公表であっても、株主総会において、「会計監査が相当である

と判断する上で、監査役等又は会計監査人は何を重要な論点と考えてどのような対応を行ったのか?という疑問・問合せが、従前以上に誘発されることは、想像に難くないと思われる。

このような動向が、監査役等の監査報告書における報告内容の見直しにまで繋がるかどうかは定かではない。しかしながら、株主との対話又は財務諸表の利用者との対話を意識する監査役であれば、このような動向に対応して、計算書類等において開示される情報のうち、いずれが重要であるか、又は重要な虚偽表示リスクが高いかに関する情報を従前以上に詳細に入手して株主総会に備えることとなろう。そして、当該情報を利用して、実施される監査の相当性や監査の品質を判断し、これを監査人の評価及び選解任の根拠として活用することとなろう。

そのために、監査役は監査人とのコミュニケーションの中で、監査人が財務諸表に関して何に特に注意を払おうとしているのかに従前以上に関心を寄せているのか、そしてその中でとりわけ何が重要であるかに関して、従前以上に腐心することとなろう。

## 3. 予想される影響その2 — 経営者の財務諸表及び監査に対する関心の一層の向上

時として重要な会計上の見積りに関するものがKAMとして取り上げられ、その基礎となった経営者の仮定や将来の予測に関する情報がその中核を構成することがある。

例えば、企業にとって非常に重要な事業投資案件について、その重要なれんやその他の固定資産の回収可能性に関して経営者の定めた仮定やこれに基づく予測が合理的であるかどうかについて、監査人がKAMとして監査報告書に記載する場合、事業投資に係る資産の回収可能性に関する仮定や予測は経営者が定めるものであるため、KAMとして公表される内容に対する財務諸表利用者の反応に備えて、経営者としてもKAMの記載に関連する仮定や予測について自らの考え方を外部に合理的に説明できるように整理しておくことが必要となる。

経営者が株主との対話を意識し、自らの責任を自覚している企業においては、監査基準の改訂に伴うKAMの導入は、財務諸表監査の内容、特に監査報告書の記載事項、及び財務諸表における経営者の仮定や予測を伴う事

項に関する経営者の関心を従前以上に高めることになることが予想される。

#### 4. 予想される影響その3 — 監査人のリスクの識別と対応の深化

監査人が監査報告書にKAMを記載する場合、KAMの記載が当該企業の状況に則して、特定の事案又は要因に絞り込まれ、より具体的に記載されればされるほど、特に注意を払った事項や具体的な対応が明らかになり、提供される情報の価値は高まることとなる。監査人が、上記2.に記載した監査基準の改訂の方向性を十分に理解して監査を実施するのであれば、KAMとしてこのような個別化・特定化・精緻化・具体化された情報を財務諸表利用者に提供することが期待されよう。

また、このようなKAMの記載の個別化・特定化・精緻化・具体化が、監査業務における重要な虚偽表示リスクの評価や対応をより精緻に実施することを促すこととなり、監査の品質の向上をもたらすことが期待されることとなる。

なお、財務諸表利用者に適切に情報を提供するためには、監査人は、財務諸表利用者に誤解なく理解可能な程度に簡潔に、内容・表現を取りまとめてKAMを記載することが求められる。

従前においても、監査人は、特別な検討を必要とするリスクや重要な事項については、監査役等にコミュニケーションを行ってきている。しかしながら、企業及び監査に関して相応の情報・知識を有することが想定される監査役等とは異なり、財務諸表利用者の有する企業及び監査に関する情報・知識は、一般には限定的である。そのため、監査役等への報告と同様の内容で報告を行っても、その意図するところが適切に伝達されず、誤解を生ずることが多いと思われる。財務諸表利用者による利用を想定したKAMの記載は、従前からの監査役等とのコミュニケーションに比べて、前提となる又は関連する情報を十分に記載する等の工夫が必要であり、又、業界用語や監査・会計上の専門用語についても平易に説明記載するように図ることが必要となる。

このようなKAMを監査人が記載するためには、企業の理解の深化又は監査・会計に関する知識の深化を図ることがさらに必要となることもあり、そのような理解及び知識の深化が反射的に監査の品質の向上を促すことも期待される。

#### 5. 予想される影響その4 — 財務諸表利用者による監査報告書・財務諸表の利活用の向上

これまで随所において述べたとおり、監査基準の改訂に伴うKAMの導入により、財務諸表監査に関して財務諸表利用者に提供される情報価値が高まり、監査の信頼性の向上に寄与することが想定される。また、KAMに

関連した企業に対する問合せが誘発され、企業と財務諸表利用者との対話が促進されることも想定される。

このようなKAMに関連して誘発される企業に対する問合せは財務諸表に記載されている内容にとどまらないように思われる。財務諸表を理解して利用しようとするれば、財務諸表に計上されている金額の原因となった事実又は事象を理解することが必要となり、そのための情報に対するニーズが高まることとなる。また、過去財務情報である財務諸表から企業の将来のトレンドを読み解こうとするならば、予測情報を基礎とした重要な会計上の見積りに関する情報へのニーズが高まることとなる。

このような財務諸表を理解するための情報ニーズの広がりや想定されることに鑑みれば、例えば、上述の3. 予想される影響その2において言及したように、KAMの記載に誘発されて、事業の見通しや予測に関するシナリオ、実行可能性や不確実性をもたらす要因等の将来情報に対するニーズが高まり、その問合せが副次的に誘発されることは想像に難くないと思われる。

ただし、KAMは「監査人が特に注意を払い、かつ、とりわけ重要であると判断する事項」であり、本来、将来情報やその実現可能性・不確実性に関する情報を提供するものではない。KAMとして記載されている事項については、虚偽表示の可能性は示唆するものの虚偽表示や不備が全く生じていないことを保証するものではない。また、KAMとして記載された事項が財務諸表の虚偽表示リスクに関するものであっても、それが直ちに重要な事業リスクや損失発生の可能性に直結するものではない。

監査基準の改訂・KAMの導入にあたっては、財務諸表利用者においてこのような誤解や期待ギャップが生ずることもまた懸念されることである。

KAMの内容・役割・限界を財務諸表利用者に正しく理解して利活用してもらうような中長期的・持続的な啓蒙の取組みが関係者によって行われることが必要であると考えられる。

#### 6. 予想される影響その5 — 情報開示に関する考え方の見直しと会計の基準等の再検討

本誌前号で概観した監査基準の改訂についての公開草案（企業会計審議会監査部会「監査基準の改訂について」（公開草案））によれば、未公表情報に対するKAMの記載により企業又は社会にもたらされる不利益が当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、記載することが適切であるとされている。また、KAMとして決定された事項について監査報告書に記載が行われない場合は極めて限定的であり、また、経営者に追加の開示を促すことが適切であるとされている。

KAMの記載が進められていく場合、従前において財

務諸表又はその他の記載内容等において開示されていない情報がKAMとして記載され、これに対応して企業の開示の充実が図られていくことが想定される。

ただし、一口にKAMとして記載される未公表の情報と言っても多岐に亘るものである。すぐに思いつくものとしては、例えば、1) 既に財務諸表注記において開示済みの情報を補足するためにKAMの一部として記載されるもの、2) 財務諸表項目・注記項目に係る会計の基準・監査の基準に照らして要求されるリスク対応手続としてKAMを構成するもの、3) 会計の基準において個別の要求事項はないが、適正表示を達成するために開示が必要と認められる事項（いわゆる追加情報）に相当する事項などが挙げられる。このうち、1) 及び2) のような未公表の情報であれば、企業に開示を促す、又は、KAMとして記載することに関して監査人と企業が合意することは比較的容易であると思われるが、3) のような未公表の情報の開示については、監査人と企業が合意に至ることが困難な場合が多いように思われる。

例えば、財務諸表において、当該企業の営む事業に特有かつ非常に重要な営業取引や会計上の見積りが会計処理されている場合、財務諸表等規則において個別に要求される注記事項としての定めがなくとも、企業の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況を適正に判断するために必要と認められる事項（財務諸表等規則第8条）として、当該取引や見積りの内容、適用される会計処理等についての説明開示（追加情報の注記）を行うことが想定されている。

しかしながら、我が国においては、2014年2月の監査基準改訂において財務報告の枠組みの分類（一般目的/特別目的、適正性/準拠性）及び受入可能性の検討が制度として導入されてから日を経っていないためか、会計実務において、財務諸表等規則をあたかも準拠性の枠組みのように取扱い、個別に要求される注記事項のみを記載すれば良いと誤解する傾向や、「適正に判断するために必要と認められる」かどうかを個々の企業の実情に則して判断せず、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会研究報告第77号「追加情報の注記について」に例示されているかどうか等によって狭義に判断する傾向が関係者に見受けられるように思われる。

監査基準の改訂に伴い、企業の営む事業に特有かつ非常に重要な営業取引や会計上の見積りに関する未公表の情報を監査人がKAMとして取扱う場合、当該事項は通常、監査上のみならず財務諸表の開示上もとりわけ重要であるため、当該事項について適正に判断するために追加情報の注記を行うように企業を促すこととなろう。これを企業が受け入れて当該追加情報の注記を行うならば、財務諸表の利用者の財務諸表に対する理解を向上させることに資することになるが、上記のように従前の会計実務において追加情報の開示が消極的なものであった傾向・環境を勘案すると、未公表の情報の開示の促進は一筋縄では進まないように思われる。

監査人が企業の営む事業に特有かつ非常に重要な営業

取引や会計上の見積りの会計処理を監査人がKAMとして取扱う場合、当該事項に関する説明情報について会計の基準や開示規制において個別に開示が要求されていないことから見解の相違が生じ、適正表示の達成のための追加情報を開示するという結論に直ちに至らず、監査人が未公表の情報をKAMとして独自に記載することも含め、その協議・対応が必要となる局面が生じ、監査人と企業が相応の時間やエネルギーを費消する懸念があるように思われる。

このような懸念を解消するために、監査基準の改訂後、監査報告書へのKAMの記載実務の進展に応じて、会計の基準又はその他の記載内容等の開示基準における要求事項が再検討され、注記事項等においてKAMの記載内容に応じた説明情報の開示が充実されていくことが期待される。

また、未公表の情報に係るKAMの記載に関して監査人と企業が協議を重ねることを通じて、財務諸表利用者が財務諸表を適切に理解して適正に判断するために、会計の基準の個別の要求事項の有無に拘らず財務諸表の利用者の情報ニーズを満たすための情報提供が必要であるという適正表示の考え方が、監査人及び企業の間で時間をかけて醸成・共有されていくことも期待されるであろう。

## 7. 予想される影響その6 — 株主総会前におけるKAMに関する情報提供の可能性

本誌前号で解説した通り、監査基準の改訂に伴うKAMの記載は、当面、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）監査において、不正リスク対応基準の適用対象と同一の企業における監査報告書に限定して行われる（第42回企業会計審議会監査部会資料3を参照）。有価証券報告書は、年度末日後、提出期限（年度末日から3カ月後の月末日）以前であれば提出可能であるが、現行実務においては、株主総会后、提出期限までに提出されることが多い。

そのため、株主へのKAMに関する情報提供が株主総会までに行われず、株主総会における「株主との対話」にKAMを活用することができず、結果として監査基準改訂の目指す方向性のひとつである「財務諸表利用者と企業の対話の促進」を果たすことができないことが危惧されている。

コーポレート・ガバナンスを意識し、株主との対話を重視する企業の中には、このような危惧を払拭するために、有価証券報告書を株主総会前に提出し、EDINET等を通じて株主総会前にKAMに関する情報を提供し、株主総会において株主にKAMを活用した質問の機会を提供しようとする企業が現れるように思われる。

株主総会の多くが有価証券報告書の提出期限月の下旬（例えば、3月決算企業であれば6月下旬）に開催されていることからすれば、現行実務においても株主総会開催日時点で有価証券報告書の草案はほぼ完成している場合



が多く、有価証券報告書を従前よりも繰上げて提出することは決して非現実的な話ではないように思われる。

また、株主総会開催日時点で仮に有価証券報告書が未公表であっても、同日時点で有価証券報告書草案がほぼ完成しており、KAMの記載内容がほぼ確定している状況を見越して、「金商法監査報告書においてどのような事項がKAMとして記載される予定か？」といった質問回答を株主総会において求める株主が現れるかもしれない。或いは、金商法監査におけるKAMとは切り離れた形で、「会社法に基づく会計監査人監査において会計監査人が特に注意を払った事項の中でとりわけ重要な事項は何か？会計監査人の監査の相当性を判断する上で、会計監査人からはどのように説明を受けているか？」といった株主の質問が株主総会において行われるかもしれない。

いずれにせよ、昨今のコーポレート・ガバナンスの底流を踏まえれば、監査基準の改訂に伴うKAMの導入は、株主との対話の場である株主総会において、会社の財産及び損益の状況に関する重要な論点を巡って決算報告や監査役監査報告に関して対話を活性化する契機となり、これに触発された株主の動きや企業の対応が生ずることが十二分に予想されよう。

なお、このように株主総会において会社の財産及び損益の状況に関する決算上又は監査上の論点について質問及び回答が活発に行われる場合には、時として株主から会計監査人からの直接の回答（及びその要請決議）が請求される局面が生じ、従前にはほとんどなかった株主総会における会計監査人による説明が行われることが見られることがあるかもしれない。

## 8. 予想される影響その7 — 監査に関連する時間の変動

企業会計審議会監査部会の議論においては、企業の事業リスクに精通している監査人が期中に監査役等とコミュニケーションを行っていけば、期末後にKAMの記載に非常に時間がかかることは見込まれないであろうとの見解が委員から提示されている（第39回企業会計審議会監査部会議事録を参照。）。監査基準の改訂に伴うKAMの導入は、確かに内部統制の評価及び監査のように監査のプロセスに大きな影響を及ぼすものではないと思われる。しかしながら、これまで論じてきた種々の影響を見ると、監査人及び企業が監査に費やす時間に影響を及ぼす可能性のあるものも散見される。

例えば、上述の4. 予想される影響その3において示したとおり、財務諸表利用者の有する企業及び監査に関す

る情報・知識は一般には限定的であるため、財務諸表利用者による利用を想定したKAMの記載は、企業及び監査に関して相応の情報・知識を有することを前提とした監査役等とのコミュニケーションに比べて、前提となる又は関連する情報を十分に記載する等の工夫が必要であり、又、業界用語や監査・会計上の専門用語についても平易に説明記載するように図ることが必要となる。そのため企業の理解の深化又は監査・会計に関する知識の深化も含め、監査人がKAMの記載に相応の時間を費やすことが必要となることがあるものと思われる。また、その際にKAMの記載内容の原案が財務諸表利用者に誤解を生じさせないものであるかどうかについて監査役等及び経営者の意見を徴求し、協議することにも、監査人及び企業の双方が時間を費やすことも想定される。

さらに、上述の6. 予想される影響その5に示したとおり、監査人がKAMとして取扱う事項が会計の基準や開示規制において個別に開示が要求されていない未公表の情報であるときに、適正表示の達成のための追加情報を開示するという結論に直ちに至らず、監査人が未公表の情報をKAMとして独自に記載することも視野に入れて協議を重ねることがあれば、監査人及び企業が時間を費やすこととなる。

とくに、改訂監査基準の適用初年度においては、一連のKAMの内容・表現について検討を加える必要があり、その中には未公表の情報が含まれることもある。状況によっては、監査人及び企業の費やす時間は増加することがあるように思われる。

また、初年度に時間増加が生じたとしても、次年度以降については初年度ほどの時間増加は生じないのが一般的であると思われるが、企業に重要な影響を及ぼす新規事象（例えば、新規事業の開始、企業結合等）が生じた場合には、相応の時間を費やしてKAMの記載内容が検討することが必要と思われる。

### =おわりに=

企業会計審議会監査部会より2018年7月5日付で「監査基準の改訂について」が公表され、監査報告書へのKAMの記載を主体とした監査基準の改訂が示されている。いわゆる監査基準前文については一部の字句表現が変更されているものの、全体としては公開草案から重要な変更は行われていない。詳細については、企業会計審議会のウェブページ<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180706.html>を参照いただきたい。

(了)